

【資料4】

動物にやさしい秋田PR業務委託企画提案競技審査要領

1 趣旨

この要領は、動物にやさしい秋田PR業務委託企画提案競技に係る審査を、公正かつ適正に行うために必要な事項について定める。

2 審査会

審査の公平性を確保するため、動物にやさしい秋田PR業務委託企画提案競技審査会を置き、3に定める方法より審査を行う。

3 審査の実施方法及び基準等

- (1) 審査は、企画提案書等による書類審査及びプレゼンテーションにより実施する。
- (2) 委員は、別紙1企画提案協議審査票に基づき審査を実施し、評点を付すものとする。
- (3) 「賃金水準の向上」および「女性の活躍推進」に取り組む事業者は、条件を満たした項目について別紙2のとおり加点する（最大各5点）。
- (4) 各委員の採点の合計点をもとに総合的に評価し、審査員の協議により選出された第1順位者を委託候補として選定する。ただし、各委員の総合評価点の平均が60点未満である場合には、選定しない。
- (5) 同点の場合は、審査会委員の協議により委託候補者を決定する。
- (6) 企画提案が1社であった場合でも、評価を実施し、適否を判断する。

(別紙 1)

動物にやさしい秋田PR業務委託企画提案競技審票

提案者 _____

審査者 _____

審査項目及び審査基準	評価点①	乗じる 係数②	評価点 ①×②
実績 (5点)			5
過去3年間に類似業務の実績があるか	5	1	5
業務を履行する能力・体制 (10点)			10
実施スケジュールは、計画的で無理のないものとなっているか	5	1	5
業務を履行する能力・体制があり、実施方法に妥当性があるか	5	1	5
提案内容について (70点)			70
仕様書の内容を理解し、的確な提案内容となっているか	5	4	20
企画に独自性があり、構成に工夫が見られるか	5	5	25
提案内容は、話題性があり効果的か	5	5	25
費用の妥当性 (5点)			5
予算の範囲内の見積額であり、妥当な金額か	5	1	5
賃金水準の向上 (5点)			5
別紙2参照	5	1	5
女性の活躍推進 (5点)			5
別紙2参照	5	1	5
合 計 (総合評価点数)			100

【評価点の採点基準】

- 特に優れている 5点
- 優れている 4点
- やや優れている 3点
- やや劣っている 2点
- 劣っている 1点

【合格ライン】

各委員の評価点数の平均が60点以上であること。

【その他】

契約上限額を超えた金額の見積書の提出があった場合は、失格とします。

(別紙 2)

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び
「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

賃金水準の向上に関する加点			評価点
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率※1	1. 50%以上	3
		2. 00%以上	4
		3. 00%以上	5

女性の活躍推進の取組に関する加点			評価点	
一般事業主行動計画 の策定・届出	従業員数100人以下 の企業に限る	女活法 ※3	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※3		
秋田県えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※3	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第1位を四捨五入)により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)